

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、解体・溶接作業員として、建築現場からの排出残材の分別、焼却及び単管パイプの溶接を行っていた。

請求人によれば、平成〇年頃から体調不良となり、咳が続き吐血することもあったため、D脳神経外科、Eクリニックに受診したが、原因が判明しなかった。

請求人は平成〇年〇月〇日にF病院に受診し、MRI検査等の結果、「右耳下腺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人は同月〇日にG病院に転医し「右耳下腺がん、左耳下腺良性腫瘍」と診断され、同年〇月〇日に右耳下腺悪性腫瘍切除術、頸部郭清術を受けた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社を退職し、G病院にて経過観察を行っていたが、平成〇年〇月〇日にH病院に受診し、右耳介後部に耳下腺がんの再発が認められた。以降、Iセンターにてサイバーナイフ治療（放射線による治療）を受け、H病院において経過観察を行っていたが、平成〇年〇月〇日に同病院受診時に再発が認められた。請求人は、同年〇月〇日に切除術を受けたが、中頭蓋底部の再発がんが内頸動脈にゆ着していたため、根治切除はできず、非治ゆ切除に終わった。

請求人は、本件疾病の発症は、会社での作業が原因であるとして、監督署長に

療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に発症した本件疾病の危険因子とされているもののうち、請求人の業務歴から推察すると、影響を及ぼした可能性があるのは産業用溶媒、ある種の金属へのばく露等である。

この点について、請求人は、業務上、アスベストばく露、単管パイプ溶接作業に伴う亜鉛吸引、ダイオキシンの体内摂取の既往があり、これらの発がん作用により、本件疾病が発症したと主張している。しかしながら、請求人が業務上、それらの有害物質のばく露を受けた可能性は推測できるものの、そのことを裏付ける客観的根拠は認められない。

仮に、請求人の主張が事実であったとしても、請求人の前主治医は、本件疾病の発症原因は不明と意見しており、再発後の現主治医も、本件疾病の発症原因は不明であり、作業との因果関係は認められないとしている。

また、労災協力医の意見書によれば、本件疾病と環境因子との因果関係に関する報告は無く、特に、本件疾病も含まれる腺がんとアスベスト、亜鉛、鉛との発症因果関係を証明するエビデンスは、欧米の報告も含め全く認められないとされ、本件疾病と作業との間には因果関係はないと言わざるを得ないと結論している。当審査会としても、上記医証における判断は妥当と思料する。

さらに、決定書において、審査官は、請求人の作業場に近い場所における本件疾病の発症に先立つ平成〇年度及び平成〇年度の地下水の水質検査結果を調査し、ダイオキシンを含む有害物質による明らかな汚染の事実がないことを確認している。

なお、請求人の提出した資料において、Jクリニック医師のホームページに唾液腺がんの危険因子の1つとしてアスベストばく露が記載されているが、同医師の論文を国際的医学文献検索（以下「PubMed」という。）で検索しても、アスベストと唾液腺がんの関連に関する原著論文は見いだせない。したがって、アスベストと唾液腺がんの関連は医学的に確立されたものとは言えないと判断する。また、ダイオキシンと唾液腺がんの関連についても、PubMedで検索した限り、報告は見られない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。